

コロナ疑い患者への250点、陽性患者への147点は、10月末まで延長されました

9月27日付で「新型コロナに係る臨時的取扱い（その77）」が発出され、9月末までの算定とされていた、①新型コロナ疑い患者に対面診療を行った場合の「二類感染症患者入院診療加算【250点】」と、②新型コロナ陽性で重症化リスクの高い患者に電話等で診療を行った場合の「電話等による診療【147点】」が、10月31日（月）までに延長されました。なお、算定要件は変更がありません。

①二類感染症患者入院診療加算（外来診療・診療報酬上臨時的取扱）【250点】

請求コード 113033650

- ・新型コロナ疑い患者に対して、新型コロナウイルス感染症について初めて診察を行った場合（※1）に算定できる。「診療・検査医療機関」が診療・検査対応時間内に感染予防策を講じて診療した場合に、院内トリージ実施料とあわせて算定できる。

※1…初診料を算定する場合に限らず、再診料を算定する場合でも新型コロナウイルス感染症について初診であれば算定できる。

②電話等による診療（新型コロナウイルス感染症・臨時的取扱）【147点】

請求コード 113044550

- ・新型コロナ陽性で重症化リスクの高い患者（※2）に対して、①保健所等から健康観察の委託を受けている医療機関または②診療・検査医療機関が、電話等で診療した場合に算定できる。

※2…重症化リスクの高い患者（ア～ウのいずれかを満たしている）

ア. 妊娠中の患者 イ. 65歳以上の患者

ウ. 40歳以上65歳未満で重症化のリスク因子となる疾病等（下記）を複数持つ者

ワクチン未接種もしくは1回のみ接種 / 肥満(BMI30以上) / 喫煙歴 /

臓器の移植、免疫抑制剤、抗がん剤等の使用その他の事由による免疫機能の低下 /

慢性呼吸器疾患(COPD等) / 心血管疾患 / 脳血管疾患 / 糖尿病 /

脂質異常症 / 高血圧症 / 慢性腎臓病 / 悪性腫瘍

★9月26日から新型コロナウイルス感染症患者の発生届の対象が、①65歳以上の人、②入院を要する人、③重症化リスクがあり、かつ新型コロナ治療薬の投与が必要な人又は新たに酸素投与が必要な人、④妊婦の4類型のみに限定されました。

ただし、発生届が求められない患者も含めて、新型コロナウイルス感染症に係る公費負担の取り扱いに変更はありません。